



## 「経営革新計画」承認制度のご案内

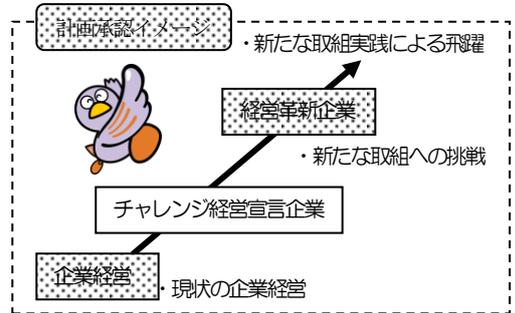
➤ 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」による経営革新計画の作成は、

- 1 自社の現状や課題を見極めたい
- 2 自社の業績をアップさせたい
- 3 自社の経営の向上を図りたい

これらの思いを達成させるための「武器」です！

➤ 経営革新計画承認取得のメリット

- ①計画を紙面に落とすことで、目標達成への道筋を明確にすることができます。
- ②計画を社員と共有することにより、全社一丸となった実行体制を築くことができます。
- ③計画の作成段階、実行段階で専門家のアドバイスが受けられます。
- ④計画の承認後は、別途審査がありますが、低利融資等の支援制度が用意されています。



経営革新計画承認制度とは、経営革新に関する計画（3～5年の期間を選択）を県に提出し、承認を受ける制度です。承認を受けるためには、①これから開始する「新たな取り組み」があり、②その取り組みにより経営の相当程度の向上を図る計画になっていることが必要です。

### 1 対象企業

- ✓ 県内に本社登記のある中小企業者で、県外を含めて1年以上の業務実績がある企業（個人）が対象です。

### 2 新たな取り組みとは

- ✓ 例えば、①新しい食材を使ったメニュー開発（新商品の開発又は生産）、②機密書類出張裁断サービス（新役務の開発又は提供）、③果物小売業者のフルーツパーラー開店（商品の新たな生産又は販売方式の導入）、④新分野への進出（役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動）などの事例があります。

### 3 経営の相当程度の向上

- ✓ 次の2つの指標が、3年～5年で、相当程度向上することです。
  - ①「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率
  - ②「経常利益」の伸び率

【各指標について】

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

$$\text{一人当たりの付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業員数}}$$

$$\text{経常利益} = \text{営業利益} - \text{営業外費用}$$

【目標伸び率について】

計画終了時	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

- ✓ 計画の目標数値が未達成でも、特にペナルティはありません。県では、計画の実施に向け、サポート（フォローアップ）する事業も行っておりますので、ご相談ください。

### 4 承認後の進捗管理

- ✓ 本申請に係る承認を受けた場合は、計画1年目終了後、計画の進捗状況を県に回答いただきます。なお、該当企業には進捗状況調査票を送付しますので必ず提出してください。

# 経営革新計画承認企業への支援内容

経営革新計画の承認は貸付等を保証するものではありません。  
各種支援を利用するためには、それぞれの機関における審査を通ることが必要です。

## ★県制度融資

○「産業創造資金（事業革新関連）」

用途	融資限度額	償還期間
設備資金	1億円	10年以内（うち据置2年以内）
運転資金	1億円	7年以内（うち据置1年以内）

※県金融課 制度融資担当 TEL048-830-3801

## ★㈱日本政策金融公庫による融資

○「新事業活動促進資金」

経営革新計画の承認を受けると、通常の条件よりも優遇された特別貸付の対象となります。なお、一定の要件がありますので、詳しくは以下の金融機関にお問い合わせください。

※㈱日本政策金融公庫 さいたま支店  
 中小企業事業 TEL048-643-8320  
 国民生活事業 TEL048-643-3711

## ★中小企業信用保険法の特例（債務保証）

○普通、無担保保証等の別枠設定

○新事業開拓保証限度額引上げ

		保証限度額	別枠			保証限度額
普通保証	企業	2億円	2億円	+	企業	2億円→3億円
	組合	4億円	4億円		組合	4億円→6億円
無担保保証		8,000万円	8,000万円			
無担保無保証人保証		1,250万円	1,250万円			

※埼玉県信用保証協会 業務統括部 TEL048-647-4713  
 （個別案件については、担当部署となります。）

## ★新製品等販路開拓支援事業費補助金

承認された計画に基づく展示会出展費用の一部を年数社程度補助します。  
 なお、平成22年度の募集については、申し込みを締め切りました。  
 ※県産業支援課 経営革新支援担当 TEL048-830-3910

## ★彩の国経営革新モデル企業指定制度

経営革新計画承認企業の中から、計画終了後一定以上の成果を収めた中小企業者を「彩の国経営革新モデル企業」として県知事が指定します。  
 ※県産業支援課 経営革新支援担当 TEL048-830-3910

## ★経営革新計画フォローアップ指導の実施

経営革新計画承認企業のうち専門家による指導を希望する企業に対し、中小企業診断士等によるフォローアップ指導を実施します。  
 ※県産業支援課及び県地域振興センター（南部及び南西部地域振興センターを除く）

## ★税制特例

○設備投資減税

取得又は製作の場合	特別償却：取得価額の30% 又は、税額控除：取得価額の7%
所有権移転外ファイナンスリースの場合	税額控除：リース費用総額の7%

※各税務署まで

## ★その他の主な支援

○特許料等の軽減

※関東経済産業局地域経済部産業技術課特許室 TEL048-600-0239

## 《計画承認事例》



### 【事例1】製造業

《新たな取組内容》ターゲット絞り込みによる直販拡大

《計画の概要》当社は文房具を製造するメーカーである。問屋経由での販売が主のため、量販店での安売りや、安価な海外模倣製品の台頭により売上が不安定となっていた。

そこで、問屋任せの販売から脱皮し、直販拡大に向けて、マーケティングを強化する計画を作成した。

《成果》特定したターゲットへ営業することにより、多数の直接販売顧客を獲得し、それが売上の安定につながった。

直接販売の増加は「真の顧客ニーズ」の把握につながり、「売れる商品」の開発、在庫管理の強化ができた。

さらに、生産管理の見直しもを行い、商品開発時間の捻出、製品の短納期化を実現することができた。



### 【事例2】運輸業

《新たな取組内容》新配送センターの構築

《計画の概要》当社は、県内のみならず北海道や東北に拠点を設け、広域で物流サービスを提供している。

交通アクセスや採算性に課題を抱える中、県内に新たな配送センターを設置し、物流の効率化を実現させる計画を作成した。

《成果》新たな配送センターにより、物流の効率化が実現した。加えて、冷蔵設備や衛生機器を導入でき、サービスの質的向上とコスト削減を図ることができた。

今後は、配送センターを活用したサービス拡充をさらに進めていく。



### 【事例3】商業・サービス業

《新たな取組内容》安心安全メニュー提供による差別化

《計画の概要》当店は、駅近くの商業地域で営業する居酒屋である。顧客層が30代男性に偏っており、高齢者や女性の顧客を取り込む計画を作成した。また、時間帯による繁閑の差の解消も同時に目指した。

《成果》管理栄養士の指導によるヘルシーメニューを開発し、カロリー表示を行った。これにより、女性客やファミリー客が増加した。

また、深夜など空席が目立つ時間帯には、帰宅途中のサラリーマンを狙った「ディナータイム」を設定し、新たな需要を取り込むことに成功した。

## 《取り組み企業の声》

○事業計画の達成に向けて、**社員一丸**となって**組織的な展開**を図ることができた。  
(製造業)

○計画に沿って社内の制度を変更したところ、業務に対する**若手社員の意識が向上**した。  
(製造業)

○知事による経営革新計画の承認を受けたことにより、経営者から従業員まで**計画内容を共有**することができ、**実践**に結びついた。  
(サービス業)

○経営革新計画の策定により、**新たな課題が見つかり**、それに対する取り組みが早期に行えた。  
(小売業)

○経営革新計画の承認を受けたことにより、**税の優遇措置**や**特許関係料金の減免制度**を利用することができた。  
(製造業)

○計画の策定により、5年先から現在の状態を見ることができ、**今何をすべきか**を考えられるようになった。  
(卸売業)

○計画終了後に、「彩の国経営革新モデル企業」に指定され、金融機関や取引先など**対外的な信用力**が増した。  
(製造業)

○大きな設備投資を予定していたが、金融機関からの**低利融資**が利用できた。また、金融機関や取引先からの**信用力**が増した。  
(製造業)

○計画の策定にあたり、支援機関から様々な**アドバイスを受ける**ことができ、良い計画を策定することができた。  
(小売業)

○経営革新計画の承認後、**専門家のフォローアップ**指導を受けた。計画の実施に加えて、関連する制度等について理解を深めることができた。  
(サービス業)

○北海道から九州まで**全国への販路拡大**に際し、経営革新計画承認を取得したことにより**高い信用をPR**できた。  
(製造業)

## 《計画終了事業者の数値の伸び率》

経営革新計画による付加価値目標達成力は、一般中小企業の約3倍！

	経営革新終了事業者	一般の中小企業者
付加価値額（又は一人当たり付加価値額）年3%以上向上した企業の割合	53.2%	18.9%

※「平成21年度今すぐやる経営革新」（中小企業庁）より抜粋

手続きの詳細は、下記の窓口へ

北部地域振興センター

〒360-0031  
熊谷市末広3-9-1  
熊谷地方庁舎内  
電話048-524-1110

利根地域振興センター

〒361-0052  
行田市本丸2-20  
行田地方庁舎内  
電話048-555-1110

県央地域振興センター

〒362-0002  
上尾市南239-1  
上尾地方庁舎内  
電話048-777-1110

東部地域振興センター

〒344-0038  
春日部市大沼1-76  
春日部地方庁舎内  
電話048-737-1110

秩父地域振興センター

〒368-0042  
秩父市東町29-20  
秩父地方庁舎内  
電話0494-24-1110

川越比企地域振興センター

〒350-1124  
川越市新宿町1-1-1  
川越地方庁舎内  
電話049-244-1110

西部地域振興センター

〒359-0042  
所沢市並木1-8-1  
所沢地方庁舎内  
電話04-2993-1110

県庁(産業支援課)

〒330-9301  
さいたま市浦和区高砂  
3-15-1 埼玉県庁本庁舎  
電話048-830-3910

◎申請書等の様式は下記のホームページからダウンロードできます  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/a02.html>

計画策定のご相談は、下記機関へ

※計画づくり等に関する助言・支援は以下の機関等で専門的に実施しています。

◆中小企業応援センター

●(財)埼玉県中小企業振興公社	TEL:048-647-4085
●埼玉県中小企業支援ネットワーク会議	
埼玉県商工会連合会	TEL:048-641-3613
埼玉県商工会議所連合会	TEL:048-647-4115
川越商工会議所	TEL:049-229-1850
川口商工会議所	TEL:048-228-2220
さいたま商工会議所	TEL:048-641-0084
草加商工会議所	TEL:048-928-8111
埼玉県中小企業団体中央会	TEL:048-641-1315
株式会社埼玉りそな銀行	TEL:048-814-5012

◆エキスパートサポート  
事業実施代表機関

深谷商工会議所	TEL:048-571-2145
所沢商工会議所	TEL:04-2924-5581
上尾商工会議所	TEL:048-773-3111
朝霞市商工会	TEL:048-470-5959
毛呂山町商工会	TEL:049-294-1545
小川町商工会	TEL:0493-72-0280

◆(財)さいたま市産業創造財団 支援・金融課(さいたま市) TEL:048-851-6652

◆上記以外の商工会議所・商工会でも相談に対応しています。

埼玉県“チャレンジ経営宣言!”企業登録制度

経営や技術を向上させる意欲的な取り組み内容を、経営者自らの言葉で宣言していただくものです。  
登録していただいた企業の皆様には、宣言内容の実現をお手伝いする様々な特典をご用意しています。  
応募は簡単です!まずはこちらにご登録いただき、経営革新計画承認制度に挑戦されることをおすすめします。  
お問い合わせは県庁産業支援課(048-830-3910)へ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/challenge.html>